

長野市ものづくり支援センター IDカード発行にあたって

長野市商工労働課

1 発行できる者

- ・次のいずれかに該当するとき、IDカードを発行します。
 - (1) センター1～4階各施設の使用を許可された者
 - (2) センター運営委員会に諮り、使用を許可された者
 - (3) その他市長が認めたもの
 - 例) 施設の保守・点検業務委託を行う業者など

2 発行の手順

- (1) IDカードの発行を受けようとする者は、申請書(別紙様式)に必要な事項を記入し、市長宛て提出してください。(センタースタッフに渡してください)
- (2) 法人にあつては、代表者が使用者のIDカードを必要分申請してください。
- (3) 発行が適当と認められた場合、IDカードを発行します。

3 発行手数料

- ・一枚あたり 1,000円(税込)です。

4 IDカードの取扱いについて

- ・取扱いについては、下記事項を厳守してください。
 - (1) センターを使用する際は、常時携帯してください。
 - (2) IDカードは長野市が貸与しているものであり、他人に貸与・譲渡することはできません。
 - (3) IDカードを紛失・破損した場合は、直ちに届け出てください。
 - (4) IDカードは電気部品を内蔵していますので、折り曲げたり圧力を加えたりしないでください。
 - (5) 使用期限を過ぎた時、又は必要がなくなった時は、速やかに返却してください。

5 発行の取り消し、制限

- ・次のいずれかに該当するときは、発行の拒否、取り消し、もしくは使用の中止をさせていただきます。
 - (1) 使用の申請に偽りがあつた場合
 - (2) 使用許可の条件に違反したとき
 - (3) その他管理運営上支障がある場合
- ・上記の規定により使用者に損害が生じても、センターでは責任を負いかねます。